

質問回答書

管理番号	書類名	項目	質問	回答
1	募集要項	5	700㎡、500㎡、300㎡、100㎡の規模について、それぞれ1つ以上の基本プランを企画立案、価格を算出し、応募して下さいとありますが、100㎡規模のみであっても応募可能と考えてよろしいでしょうか。	100㎡のみの応募は不可とします。
2	募集要項	5(1)エ	「下屋及びデッキ部」が示すものは下屋もしくはデッキの範囲を半屋外空間とみなすという理解でよろしいでしょうか。	半屋外空間とは、構造躯体の一部をセットバックしてピロティとするか、「下屋及びデッキ」が両立形成する空間を指します。つまりは「下屋もしくはデッキ」ではありません。
3	募集要項	5(1)エ	協会様での半屋外空間の定義とは別に、屋根が存在する半屋外空間については用途が発生し、面積に含む想定で建築基準法・消防法の解釈を考える方針でよろしいでしょうか。	建築基準法・消防法ともに、屋根が存在する空間において、用途が発生する場合は面積に算入することが基本となりますが、実際の法適用については、具体の計画をもって横浜市建築指導課及び横浜市消防局にご相談ください。
4	募集要項	5(1)エ	半屋外空間の面積は、入口を計画する間口（桁行方向）に3間を乗じた面積と記載があるが、例えば桁行方向を10mと計画した場合、建物全体で半屋外空間が10mx5.4m(3間)=54㎡必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	募集要項 FAQ	No. 1	「建ぺい率は出展区画面積の50%以内」とございますが、こちらは協会様定義の建蔽率の規定であり、法的要求事項からは「建蔽率」の基準は緩和されるものとして横浜市協議済みと考えてよろしいでしょうか。また協会様定義の建蔽率には半屋外空間の面積は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定しています。 法第85条第7項により、法53条（建蔽率）の適用が除外されるため、基本的に建蔽率の規定はかかりません。
6	募集要項	5(1)ケ	消防法上で屋内消火栓が求められる際、パッケージ型屋内消火栓としての対応は可能と考えてよろしいでしょうか。その場合の有窓判定窓は半屋外空間に面する窓も1mの消防活動空間及び窓高さがF L+1.2m以下、内接円φ500以上であれば算入可能と考えてよろしいでしょうか。サブライヤーが個別に消防協議を実施することは可能でしょうか。	具体の計画をもって横浜市消防局にご相談ください。
7	募集要項	5(1)オ	地盤調査について、地盤調査の結果、想定地耐力30kN/㎡が確保されない場合、その際の対策費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	地耐力が30kN/㎡を満たさないことを想定していません。地耐力が30kN/㎡を満たさない場合の対応は、別途協議とします。
8	募集要項	5(1)オ	外壁については、建築基準法第23条の規定に適合とあるが、柱及び梁が鉄骨造で外壁自体が自立しない鋼縁等への固定であれば、建築基準法第21条第1項に定める建築物に該当しないもの（自重、積載荷重又は積雪荷重を支えない外壁のため、外壁の準防火性能、延焼の恐れがある部分の防火構造は不要）として検討を進めてよろしいでしょうか。また、外壁仕上げ材をすべて木とする建物を提案した場合も同様の考え方でよろしいでしょうか。	主要構造部のうち、自重又は積載荷重を支える部分の構造が木造等の可燃材料となっている場合は、木造建築物等に該当するため、個別判断が必要となります。（法23条、令109条の4） 実際の法適用については、具体の計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。
9	募集要項	5(5)	公募記載によると検査済証取得について、サブライヤー工事完了後で取得し、参加者工事は完了検査後となっております。参加者工事に内装仕上げ等建築基準法等の確認が必要なもの（仕上げ等）も区分に入っておりますが、サブライヤー検査済証取得後、出展者にて2026年12月～2027年3月9日まで（約3か月間）の間に仮設の申請に12条5項の変更をかけ、確認申請・完了検査・検査済証再取得、出展者工事という考えでよろしいでしょうか。その際の申請費用は参加者負担と考えてよろしいでしょうか。	本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定しています。法第85条第7項により、法35条の2（特殊建築物等の内装）の適用が除外され、建築基準法施行令第147条により令112条（防火区画）及び令第5章の2（特殊建築物の内装）の適用が除外されるため、基本的に内装制限は適用されません。 なお、仮設許可基準により、火気使用室の内装制限が適用されますが、その場合は、カスタム仕様で対応いただくことを想定しています。 尚、検査済証の発行については、具体の計画をもって審査機関にご相談ください。 【参考】仮設許可申請の計画の変更について、工事完了前の変更は、法規則3条の2（軽微な変更）に該当する変更、又は仮設許可で適用除外している法令に係る部分のみの変更であれば変更承認手続きとなります。工事完了後の変更は、増築、改築、移転、大規模修繕・模様替えの確認申請が生じない変更は変更承認手続きとなります。原則、上記のとおりですが、具体の変更内容によります。また、検査済証取得後、増築、改築、大規模の修繕・模様替えの確認申請が生じる場合は、仮設許可申請、確認申請、完了検査手続きが再度必要となります。
10	募集要項	5(5)	予定される確認申請期間が2025年12月～2026年3月頃とあるが、仮設許可申請期間を含んだ期間と考えてよいのか。サブライヤー側の申請対応が遅れない限り、横浜市建築指導課はこの期間で全ての敷地の審査を想定されていると考えてよろしいでしょうか。また、参加者がサブライヤーの提示するスケジュールに合意できない場合は当該契約の締結を拒む又は破棄することができると考えてよろしいでしょうか。	・募集要項 5(5)スケジュールに記載する期間は予定となります。仮設許可における審査の必要期間等については、具体の計画をもって、横浜市建築指導課へご相談ください。 ・契約において重要となる事項については、マッチングにおいて、参加者、サブライヤーの双方間で、十分な確認を行っていただくことを予定しています。契約後は、契約書の記載に基づき、対応することとなります。
11	募集要項	5(5)	仮設許可申請については、原則として計画変更の手続きがありません。参加者工事に起因して仮設許可申請の再取得が必要になった場合や、建築確認申請において計画変更が必要になった場合の申請手続きについては、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	検査済証取得後の参加者工事に起因する変更手続きについては、業務対象外です。
12	募集要項	5(5)	仮設許可通知から解体までの期間は仮設許可取得時に一括で許可されるものとし、仮設許可申請の延長などは発生しないと考えてよろしいでしょうか。	本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定しています。 仮設許可期間の延長は想定していません。
13	募集要項	5(3)オ	「鉄骨・雨漏り修繕」という項目の「鉄骨」の修繕はどのようなことを想定すればよいでしょうか。	維持管理業務の不具合対応を想定しており、構造躯体の不具合や雨漏りが発生した場合の対応が対象となります。
14	募集要項	5(3)エ	金属探査の結果、地下に埋設物が確認された場合には、埋設物の上に建物を建てることはせず、撤去の必要ありと考えてよろしいでしょうか。また埋設物による対処費用・対処期間については別途協議可能と考えてよろしいでしょうか。	極力地盤面下50cm以深で掘削することのない工法で計画をいただきたいと考えておりますが、地盤面下50cm以深の掘削が必要となる場合、事前に当協会へ報告をお願いします。また、掘削し、埋設物が確認された場合についても、除去せず事前に当協会へ報告、対応についての協議をお願いします。 尚、これらに必要な費用及び期間についても別途協議となります。
15	募集要項	5(1)ケ	厨房を実装する場合、配管工事だけでなく、床についても変更が必要となります。その場合、床もカスタム仕様と考えてよろしいでしょうか。床下に設備ビットが必要となる場合もカスタム工事の範疇としてよろしいでしょうか。	厨房を計画することにより基本プランの床仕様を変更される場合は、カスタム仕様とします。
16	募集要項	5(1)ケ	換気量は30㎡/h・人となっておりますが、利用者人数については1㎡あたり何人で想定したらよろしいでしょうか。1㎡/人程度で検討してよろしいでしょうか。	3㎡/人で算定した上で計画ください。
17	募集要項	5(1)キ	床の積載荷重は300kg/㎡（仕上げ材も含む）とし、そのほか集中荷重を受ける場合はカスタム仕様と考えてよろしいでしょうか。	参加者の企画等により基本プランの積載荷重を上回る場合は、カスタム仕様とします。
18	募集要項	5(1)キ	建築基準法施行令第128条の3の2、及び第112条等の内装制限に関する部分は、火気使用室を除き緩和事項が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定しています。 法第85条第7項により、法35条の2（特殊建築物等の内装）の適用が除外され、建築基準法施行令第147条により令112条（防火区画）及び令第5章の2（特殊建築物等の内装）の適用が除外されるため、基本的に内装制限は適用されません。 尚、仮設許可基準により、火気使用室の内装制限が適用されます。 仮設許可基準については、横浜市建築指導課にご相談ください。
19	募集要項	5(1)オ	法22条区域のため延焼の恐れがある部分に関わらず屋根については、建築基準法施行令第109条の8に該当するため、建設者告示第1365号に該当する必要がある（不燃材料が必要）と考えてよいのか。また屋根に設置する装飾品や屋上緑化については、対象外（不燃材以外でもよい）と考えてよろしいでしょうか。	仮設許可基準により、法22条への適合が必要のため、屋根は不燃材等とする必要があります。 実際の法適用については、具体の計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。 尚、原則、屋上緑化による植物や土等は建築物（屋根）の一部として扱わないものとなりますが、植物等の性質により、防火上支障が生じることも考えられるので、飛び火防止や、耐火性能等を損なわないような配慮を行う必要があります。
20	募集要項	5(1)オ	緑化を傾斜して外壁沿いに設ける場合、緑化の架台・仕上げ材については屋根としての扱いはなく外壁として扱ってよろしいでしょうか。	具体の計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。
21	募集要項	5(1)オ	仮設建築物のため重要度係数は1.0で見込むものと考えてよろしいでしょうか。	安全上、基準上問題ない計画としてください。
22	募集要項	2(7)	参加者よりサブライヤーの対応できない要望や基本プランの構造躯体を変更するような要望（サーキュラー建築ではなくなる要望等）があった場合は、協議を行い、参加者が応じていただけない場合は正当な理由として当該契約を破棄できると考えてよろしいでしょうか。	契約において重要となる事項については、マッチングにおいて、参加者、サブライヤーの双方間で、十分な確認を行っていただくことを予定しています。契約後は、契約書の記載に基づき、対応することとなります。
23	募集要項	5(1)キ	仕上げ材は参加者工事で記載があるが、サブライヤーが実施する仮設許可申請及び確認申請、完了検査時は下地までの届出、施工とし、下地のみで検査済証を取得できると考えてよいのか。その後の仕上げ材施工及び各種届出の対応は参加者にて実施する（責任区分も参加者にある）と考えてよろしいでしょうか。	・お見込のように想定しています。尚、検査済証の発行については、具体の計画をもって審査機関にご相談ください。 ・検査済証取得後の参加者工事に必要となる施工、手続きについては、原則として、参加者の責任区分となります。ただし、参加者とサブライヤーの間で別途協議が行われた場合には、この限りではありません。
24	募集要項	5(1)キ	「壁や天井を設ける場合はLGS等の下地材はカスタム仕様とし」とありますが、LGSだけでは、仮設許可申請及び建築確認申請が下付しない可能性があります。内壁、間仕切壁、天井を設ける場合は、LGS+ボード貼りまでを下地材とし、カスタム仕様の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	募集要項	5(1)キ	2027年国際園芸博覧会における許可基準（5）火気使用室を準不燃材とあるが、サブライヤーが準備する下地は適用外（準不燃材の指定なし）と考えてよろしいでしょうか。	仕上げを準不燃材料である必要があるため、下地表しとする場合は準不燃材である必要があります。実際の適用については、具体の計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。
26	募集要項	5(1)コ	屋内と屋外の段差についてバリアフリー等を満足する仕様とあるが、申請敷地境界（建物ごとに協会が用意する敷地境界）までの整備を参加者側で実施すると考えてよろしいでしょうか。また、建築基準法施行令第128条の敷地内通路が生じた場合及び2027年国際園芸博覧会における許可基準（8）の通路も同様の考え方でよろしいでしょうか。この場合、サブライヤーの完了検査時に外構が完了していない状態となるが、検査済証の発行は可能と考えてよろしいでしょうか。参加者の工事区分のため、変更や検査済証が発行されない場合の対応、責任区分は参加者側にあると考えてよろしいでしょうか。	・申請敷地境界までの整備は、参加者が実施します。 ・建築基準法施行令第128条の敷地内通路が生じた場合及び2027年国際園芸博覧会における許可基準（8）の通路についても参加者が整備をします。 尚、検査済証の発行については、完了検査で法適合が確認されたのちの交付となるため、法適合が確認できる程度までは外構についても工事完了する必要がありますが、具体の計画をもって審査機関にご相談ください。

管理番号	書類名	項目	質問	回答
27	募集要項	5(3)エ	会場整備工事及び隣接工区等の他工事との工事調整に協力とあるが、工事ヤード、搬入経路、乗り込み可能スケジュールは5応募方法(5)キ設置工事のスケジュールに沿うものであり、5応募方法(3)イ実施設計のサプライヤーが策定するマスタースケジュールに影響のない範囲と考えてよろしいでしょうか。 敷地毎の乗り込み時期、搬入経路、乗入可能な車両については協会側で調整済みと考えてよろしいでしょうか。調整されている内容をご教示ください。	募集要項 5(5)スケジュールに記載する期間は予定となります。但し、出展区画の敷地引渡しを2026年3月19日まで行う為、設置工事の乗り込み可能時期は、2026年3月20日からとなります。※出展区画の敷地渡し時期により、早まることも想定されます。 また、搬入経路や車両規制等につきましては、今後協議事項となります。
28	募集要項	5(3)ウ	今回の仮設許可申請は建築基準法第85条第6項に該当すると考えてよろしいでしょうか。 (第7項に該当した場合も2027年国際園芸博覧会における許可基準2に記載のとおり、建築審査会の同意は不要と考えてよろしいでしょうか。) 申請手数料も全て第6項と考えてよろしいでしょうか。	本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定しています。 また、85条7項での仮設許可申請において、存続期間が3年を超える場合は建築審査会の同意が必要となります。 尚、仮設許可の手数料は、 85条6項の場合、120,000円 85条7項の場合、160,000円です。
29	その他		2027年横浜国際園芸博覧会における建築基準法第 85 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準に定める存続期間とは使用期間のことを示しており、存続期間が1年以内のもの同表 (イ)欄ア 主要構造部(令第109条の4で定める部分に限る。以下同じ。)が木造、プラスチックその他の可燃材料でつくられたもので、外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造としたもののイ 主要構造部がアに掲げる可燃材料に該当しない材料で作られたもの。 のアイどちらかの建築物とすることができると考えればよろしいでしょうか。 その場合の仮設許可期間と存続期間は一致しないものと考えてよろしいでしょうか。	仮設建築物の「存続期間」は、原則「確認済証交付日から建築物の除却完了日まで」の期間となります。 建築基準法第85条第 6 項及び第 7 項に基づく仮設興行場等の許可基準については横浜市建築指導課にお問い合わせください。
30	その他		仮設許可申請及び建築確認申請の敷地は出展区画と必ずしも同じではなく、任意の敷地設定が可能なのと考えてよろしいでしょうか。	仮設許可申請及び建築確認申請の敷地は基本的に出品区画と同一と想定しています。
31	【別紙1】業務区分表		天井下地(軽天受け)・内装壁下地(グラスウール・LGS・石膏ボード等)・設備基礎・土間床・設備取付下地(コンパネ等)・内部建具・VOCなど、カスタム仕様に付帯する下地工事などは別途(カスタム仕様にて計上)としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
32	募集要項	2(7)	「カスタム仕様の採用に伴って発生する費用については、GX Houseサプライヤーと参加者が個別締結する契約に基づき、参加者からGX Houseサプライヤーへ支払われるものとしします。」とありますが、カスタム仕様に伴い発生する設計費及び工事監理費についても同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
33	募集要項	5(5)	リース期間は10ヶ月との記載がございますが、弊社のリース期間の考え方では、設置工事完了の2026年12月1日から撤去後旧工事が着手できる2027年12月10日までの約12ヶ月間がリース期間となりますが、よろしいでしょうか。	各社の考えに基づくリース期間(リース開始日及びリース終了日)を【第3号様式】にお示しいただいた上で、リース料をお見込みください。 尚、これに伴い提出様式【第3号様式】を修正致します。
34	募集要項	11	協会の賃貸借契約の支払い条件をご教示下さい。	具体的な支払い方法、時期等については、現在検討中となります。 整い次第順次当協会HP等で公表致します。
35	募集要項	12	本募集において、企画立案された基本プランを本サービスによらず、参加者から受託し、本園芸博覧会場内で設置することはできないと記載がありますが、自社リース資産を活用するため、面積または一部外装等を変えれば設置することができるものと考えてよろしいでしょうか。	本募集において企画立案された基本プラン以外であれば問題ありません。
36	その他		申請用の敷地範囲のわかる図面・測量図面(高低差、インフラ位置の分かるもの)・地盤データ・境界確定図及び現地の境界杭が分かる資料(座標データ等)は出展者マッチング時、頂戴できるものとして考えてよろしいでしょうか。	当該サービスの契約締結後、提供できる資料やデータは必要に応じてお渡しします。
37	募集要項	2(6)	(仮称) GX Houseカタログには会社名の記載はあるのでしょうか。	記載されます。
38	募集要項	5(1)キ	カスタム仕様になるか判断ベースとなる基本プランで耐えられる天井面の展示用吊り荷重+設備荷重及び内装荷重の提示が必要と考えますが、提示してよろしいでしょうか。	提案される基本プランにおいて許容するそれぞれの荷重数値を参加者へ示す必要がある為、【第2号様式】に基本プランで許容する構造梁等の最大吊り荷重(展示物・設備機器・内装等)を記載してください。 尚、これに伴い提出様式【第2号様式】を修正致します。
39	募集要項	9(2)エ⑦	【応募に必要な書類等】⑦登記事項証明書は現在事項全部証明書・履歴事項全部証明書どちらの提出となりますでしょうか。また原本提出でしょうか。 【10(1)に定める審査後、資格審査に必要な書類】⑩使用印鑑届について、書式は任意書式でよろしいでしょうか。	現在事項証明書を原本で提出ください。 また、使用印鑑届は、任意書式とします。
40	募集要項	2(6)	「GX Houseサプライヤーは、正当な理由のない限り、当該契約の締結を拒むことができません」と記載ありますが、サプライヤー側の供給量や技術者配置等の問題がある場合は正当な理由に該当するものと考えて宜しいでしょうか。	契約において重要となる事項については、マッチングにおいて、参加者、サプライヤーの双方間で、十分な確認を行っていただくことを予定しています。契約後は、契約書の記載に基づき、対応することとなります。
41	募集要項	5(1)ケ	給水負担金は別途と考えて宜しいでしょうか。	給水負担金は、現時点において、予定しておりません。
42	募集要項 FAQ	14	「敷地は平坦に整備された状態」とありますが、高低差±50mmと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
43	募集要項	5(1)オ	コストを重視し、推奨している外壁等に国産木材の活用はせず、出展者が自由に検討できるプランをご提案してよろしいでしょうか。	基本プラン作成条件を満たし、展示又は、営業の用途に供される仮設建築物(GXHouse)に相応しいと考えられる基本プランのご提案をお願いします。、国産木材の積極的な活用、自然素材の採用やバイオマス原料として資源循環が可能な建材の活用などを推奨しますが、使用する部材、構造形式や工法は自由提案とします。
44	募集要項	2(6)	マッチングにて正当な理由のない限り当該契約の締結を拒むことができないとありますが、どのような参加希望者(参加国?)が予定されているのか、また正当な理由とはどのようなものか示し頂けませんでしょうか。	・参加予定者は未決定となります。 ・契約において重要となる事項については、マッチングにおいて、参加者、サプライヤーの双方間で、十分な確認を行っていただくことを予定しています。契約後は、契約書の記載に基づき、対応することとなります。
45	募集要項	2(6)	マッチングにて、GX Houseサプライヤーは正当な理由がない限り、当該契約を拒むことが出来ません、とあります。カスタム仕様における参加者の支払い能力の不安や申請開始時期に間に合わない恐れがあるカスタム内容はお断りせざるを得ない場合が出てくることと想定されますが問題ないでしょうか、また予めその旨をご了承頂けるように参加者様へお伝え頂ければ幸いです。	・カスタム仕様において、協議が整わず、両者の契約条件が合わない場合、カスタム仕様の契約を拒むことができると考えられますが、基本プランの契約に基づき、GX Houseサプライヤーは、業務を履行いただく責務を負います。また、カスタム仕様契約後は、契約書の記載に基づき、対応することとなります。 ・本募集における募集要項、質問回答内容を踏まえた利用ルール等は、参加者へ周知することを予定しています。
46	募集要項	3(3)	3- (3)に記載があります「本園芸博覧会の一般規則及び特別規則、各種ガイドライン等」は公表されておりますでしょうか?	現在作成中につき公表しておりません。整い次第順次当協会HP等で公表致します。
47	募集要項	3(4)	3- (4)に記載されております火災保険・賠償責任保険等の補償金額の目安などがございましたらお示し頂けませんでしょうか?	火災保険・賠償責任保険等は例示にすぎない為、サプライヤーとして必要と考える保険にご加入ください。
48	募集要項	4(2)	実施設計において本博覧会における仮設建築物の設計条件としての、風速基準・積雪基準・震度基準等がございますでしょうか? 期間限定の仮設建築物である為に恒久建物と同レベルでは、費用的にも工期的にも過大になる恐れがあるようにも感じます。仮設汎用品等のリース品の積極的な活用やコスト抑制、工期短縮の為に基準や規制等の緩和はされるのでしょうか。	本博覧会における仮設建築物は建築基準法第85条第7項の許可を取得することを想定していますが、風速・積雪・地震等の構造耐力(法第20条関係)に関する緩和はありません。 尚、具体的な構造適用については、具体的な計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。
49	募集要項	4(2)	仮設建築物のため基礎設計では安全性を担保した敷鉄板/リース山留材を組合わせたものを提案は可能でしょうか。	可能です。
50	募集要項	4(2)	実施設計において本博覧会における仮設建築物の設計条件としての、風速基準34m/sec・積雪基準30cm・耐震等級1(建築基準法レベル)でよろしいですか。	管理番号48の回答を参照してください。
51	募集要項	4(3)	確認申請は「計画通知」の扱いになりますでしょうか? それとも、「建築確認申請」の扱いになりますでしょうか?	建築主及び申請者をサプライヤーとし、建築確認申請書の手続きとさせていただきます。
52	募集要項	4(3)	仮設建築物として、仮設許可を行うことになるとは思いますが、横浜市の申請審査の際に一定規模・9一定の計算ルート以上となる場合でも、構造計算任意適合性判定は受けなくても良いという認識で良いでしょうか?	仮設建築物は、構造計算適合性判定の対象とはなりません、特殊な構造の場合、構造適判を求められる場合があります。 尚、具体的な構造適用については、具体的な計画をもって横浜市建築指導課にご相談ください。
53	募集要項	5(1)ウ	展示室の高さにおいて、テント等の切妻タイプの構造でレンタル、リース品を活用する場合通常軒高が3-4m程度の物が多く目安の高さより低いため規模を少し大きめに設定し低い部分の壁よりセットバックして展示室利用部分は梁下で5mある部分から活用(規模確保)とした提案は可能でしょうか。	梁下5m以上確保できる箇所や面積等がわかる基本プラン図を作図の上お示しください。
54	募集要項	5(1)オ	建築構造及び部材で建築基準法第 2 3 条の規定(外壁の延焼のおそれのある部分の構造)とはどういった場合を想定しているのでしょうか?	仮設許可基準により存置期間が3か月を超える建築物は法23条への適合が必要です。 法23条により、木造建築物等で、延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能とする必要があります。 木造建築物等に該当しない場合や延焼のおそれのある部分が存在しない場合などは外壁に準防火性能は求められません。

管理番号	書類名	項目	質問	回答
55	募集要項	5(1)セ	その他敷地は平坦に整地された状態とありますが、仮設建築物設置場所の高低差は無い想定で問題ないでしょうか。 高低差が大きな場合（200mm以上）の基礎構造の変更が必要となった場合の経費は別途精算ということになりますでしょうか。	管理番号42の回答を参照してください。
56	募集要項	5(3)オ	維持管理に記載がある緊急時対応について、緊急時対応費用は作業発生時に別途精算ということになりますでしょうか？	施工不良もしくは施工上の瑕疵にあたる緊急時対応以外については、別途精算とします。
57	募集要項	5(3)サ	仮設において設置現場まで大型トラック、クレーン車による搬入及び搬入は特別な養生等無しにて可能と想定してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
58	募集要項	12	その他注意事項において基本プランを本サービスによらず参加者から受託し会場内で設置することは出来ませんとありますが、その他受注の場合もリース、レンタル品、規格化された部材を活用する場合は基本設計は同じで部材組み合わせに依るもので規模、装飾は違えど似たような形状になる可能性は出てきますがいかがでしょうか。	本募集において企画立案された基本プラン以外であれば問題ありません。
59	募集要項	5(1)ウ	・規模及び高さの変更はありますか。 ・また変更があった場合、カスタム仕様になりますか。 ・また規模（面積）が同じで、間口及び奥行が変わる場合は、カスタム仕様となりますか。	本公募で採用された基本プランについて参加者から選定されたのち、参加者の希望等により変更があった場合は、カスタム仕様となります。 尚、規模及び高さ、間口・奥行寸法の変更についてもカスタム仕様の対象となります。
60	募集要項	5(1)オ	「外壁については、建築基準法第23条の規定（木造建築物等における外壁の延焼のおそれのある部分の構造を準防火性能）に適合する必要があります。」とあります。 ・プランによっては延焼の恐れのある部分が存在しない場合もあると考えますが、基本プランに於いては、規定に適合する外壁である事が必須でしょうか。	仮設許可基準により存置期間が3か月を超える建築物は法23条への適合が必要です。 法23条により、木造建築物等で、延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能とする必要があります。 木造建築物等に該当しない場合や延焼のおそれのある部分が存在しない場合などは外壁に準防火性能は求められません。
61	募集要項	5(1)ケ	「換気設備については、全熱交換器とし、換気量を原則30m ³ /h・人として計画してください。」とあります。 ・展示空間の運用として、出入口の常時オープンといった運用が想定されますが、全熱交換器である必要はありますか。	全熱交換器でご提案ください。 参加者から選定された後、参加者の要望や利用形態等により必要要件については別途協議とします。
62	募集要項	5(1)ケ	「電気容量は10kVA程度を見込むこと。」とあります。 ・全ての規模（Scale）で共通でしょうか。 ・また容量が足りずに追加する場合、カスタム仕様となりますか。	100㎡：10kVA 300㎡：15kVA 500㎡：25kVA 700㎡：35kVA 見込んでください。足りない場合はカスタム仕様とします。
63	募集要項	5(1)セ	「・リース料（10か月）は基本プランの価格に含むものとします。」 「・公租公課（固定資産税・都市計画税）は、GX Houseサプライヤーの負担とします。」とあります。 ・1年以内の使用の場合、公租公課は発生しないと思われませんが、如何でしょうか。	建設工から撤去後までの期間を想定した上で公租公課の見込み額をご提示ください。
64	募集要項	5(3)オ	表1：維持管理項目の一例に「設置工事後から当協会の指定する主任技術者により実施」とあります。 ・主任技術者の費用は別途として宜しいでしょうか。	主任技術者の費用は、別途とします。
65	募集要項	9(1)エ	「提出書類一式（書面及び提出書類をPDFファイル等で収納した電子媒体（USBメモリ、CD-R等））を次の送付先に郵送してください。」とあります。 ・「PDFファイル等」とあるのは、提出時にWordやExcelのファイル形式での提出も必須でしょうか。	提出時には、WordやExcelのファイル形式での提出は、必須ではありません。ただし、提出書類の記載された内容を転載し、マッチングのための「（仮称）GX Houseカタログ」を当協会で作成します。作成に際し、データ等の提供を依頼することがあります。
66	第1号様式	提案概要書②	提案概要書の2ページ目に「注1：アピールポイントで示す内容を補足する資料があれば別途添付してください。」とあります。 ・アピールポイントとは、『「サキュラーについて」』『「自然由来素材について」』『「環境負荷低減について」』『「屋外空間との調和について」』『「その他 アピールポイント」』の5項目という認識で宜しいでしょうか。 ・上記の認識で良い場合、別添資料の内容は、それぞれの項目についての補足か、明文化するの必要はありますか。 ・別添資料に指定の様式/ファイル形式はありますか。	お見込みの通りです。 アピールポイントとなる『「サキュラーについて」』『「自然由来素材について」』『「環境負荷低減について」』『「屋外空間との調和について」』『「その他 アピールポイント」』で補足する資料等がありましたらどのアピールポイントに該当するかお示しの上でご提出ください。 また、指定する様式等はございません。
67	第2号様式	基本プラン図	レイアウト枠内に「【 】 ※【 】内に提案内容の番号を記載してください。」とあります。 ・同じ規模（Scale）の提案を2パターン提出する場合に区別するための番号、との認識で宜しいでしょうか。 規模（Scale）毎にそれぞれ1パターンずつのみ提案する場合は、空欄で宜しいでしょうか。 ・提出データの作成は、Word以外のファイル形式で作成して良いですか。例として、様式2をPDF書き出し→Adobe illustratorで提出データ作成→再度PDF書き出ししたものを提出、といった方法を考えております。	700㎡、500㎡、300㎡、100㎡の規模（Scale）毎に2以上提案する場合、振り番号として記入ください。尚、1パターンのみで提案する場合、振り番号1を記載ください。 また、指定する様式を守ったうえでであれば、Word以外のファイル形式でも良いです。
68	第4号様式	パース	レイアウト枠内に「【 】 ※【 】内に提案内容の番号を記載してください。」とあります。 ・同じ規模（Scale）の提案を2パターン提出する場合に区別するための番号、との認識で宜しいでしょうか。 規模（Scale）毎にそれぞれ1パターンずつのみ提案する場合は、空欄で宜しいでしょうか。 ・提出データの作成は、Word以外のファイル形式で作成して良いですか。例として、様式2をPDF書き出し→Adobe illustratorで提出データ作成→再度PDF書き出ししたものを提出、といった方法を考えております。	管理番号67の回答を参照してください。
69	募集要項	9(2)⑥	海外参加者に対する外国語対応に関して、連絡対応者が対応する必要がありますか。 それとも外国語対応に関しては、連絡対応者以外が対応しても宜しいでしょうか。	外国語対応に関しては、連絡対応者以外が、対応していただいても構いません。 連絡対応者は、本募集に係る御連絡先となります。
70	その他		各基本プラン毎の予算感をどの程度見込んでいるか。	提案内容につきましては、本募集に参加される企業・団体等の判断に委ねます。
71	募集要項	5(1)サ	「工事に必要な仮設インフラ（給排水、電気、通信）は、区画近傍まで敷設されているものとします。」とあるが、利用に際して、共益費などは必要か？必要な場合区分は、基本プランか、カスタム仕様のどちらになるか。	共益費等は、現時点において、予定しておりません。また、参加者の出展・出店区画ごとに供給されたインフラ（電気、給水等）を使用した場合の使用料負担は、参加者との契約（カスタム仕様）に基づき精算されることを想定しています。
72	募集要項	5(1)オ	主たる出入口（主に来館者の出入口を想定）は2つ以上とあるが、「半屋外空間の面積は、入口を計画する間口（桁方向）に3間を乗じた面積としてください。」の有効面積としては、出入口1つに3間を乗じた面積が良いか。	主たる出入口（主に来館者の出入口を想定）は、2つ以上計画してください。 また、半屋外空間の面積は、主たる出入口（主に来館者の出入口を想定）を計画する間口（桁方向）に3間を乗じた面積としてください。
73	募集要項	5(1)コ	「・屋内と屋外に段差が生じる場合は、段差を解消する階段及びスロープを適切に設置してください」とあるが、出入口のみで良いか、半屋外空間も同様か。	お見込の通りです。
74	募集要項	5(3)ア	FAQにて、「カスタム仕様の設計と件確認作業は、「4 ア設計調整」として、GX House基本プラン業務費用に計上してください」とあるが、調整期間は025年4月～2025年7月頃の4か月に設定すればよいか。	・募集要項 5(5)スケジュールに記載する期間は予定となります。業務費用の算定において、期間が必要な場合は、4か月程度を見込んでください。
75	その他		「Village出展（企業・団体等による出展）の区画は、全Village合計10～20区画を配置する予定です。1区画あたり約1,000㎡～3,000㎡の予定であり、建ぺい率は出展区画面積の50%以内です。なお、区画形状や区画数は、応募状況等により変更することがあります。」とあるが、GX Houseの総数としては、10～20棟を予定しているという事でよいか。	「Village出展」の一次公募につきましては、現在受付開始しております。尚、応募状況等によりVillage出展区画数は、変更することがございます。 また、GX Houseの総数につきましても、現在公募受付中のため不明です。
76	その他		容量に限りがある場合、1つの製品に限定して提供することは可能ですか？	提案内容につきましては、本募集に参加される企業・団体等の判断に委ねます。 尚、応募条件につきましては、700㎡、500㎡、300㎡、100㎡の規模（Scale）について、それぞれ1つ以上の基本プランをご提示ください。
77	その他		横浜市の仮設建築物の許可基準を確認お願い致します。	2024年6月14日に横浜市ホームページで公表されました「仮設建築物の許可（法第85条）※2027年国際園芸博覧会許可基準」をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kyoka/kasetu2027engeihaku.html